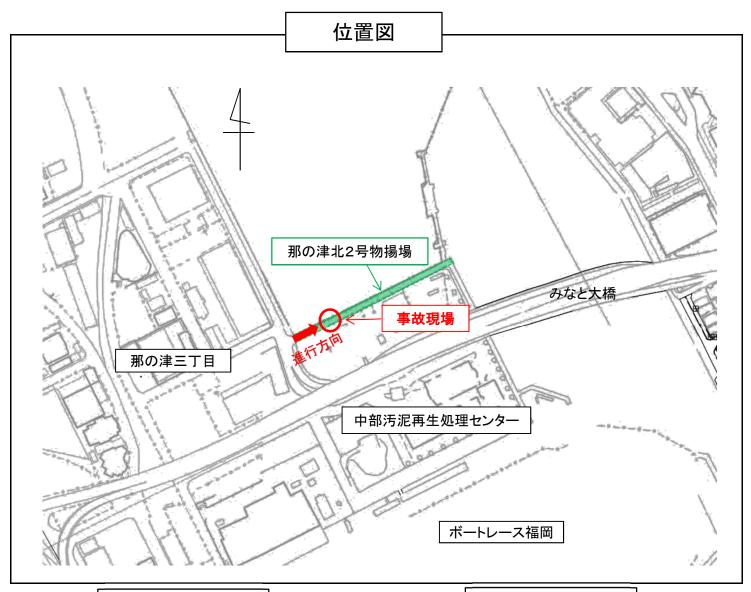
# 令和5年12月議会 経済振興委員会報告資料

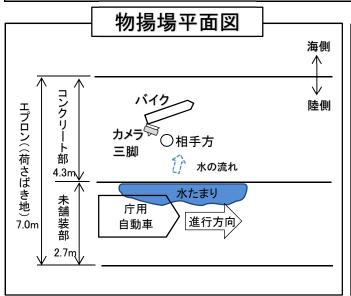
報告第 46 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する 専決処分について

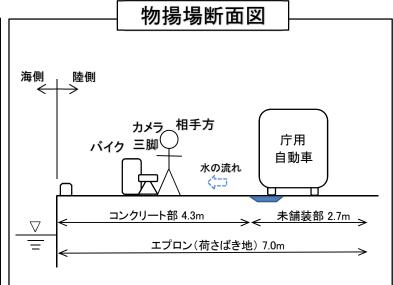
令和5年12月港湾空港局

## 事 故 報 告 書

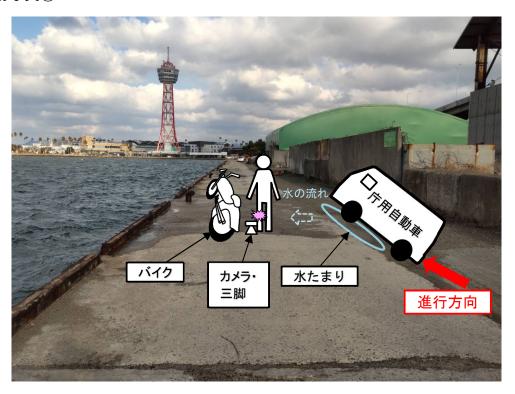
事故発生日時	令和 5 年 1 月 27 日 (金曜日) 13 時 40 分頃 天候: 曇り				
事故発生場所	福岡市中央区那の津三丁目 55番1 (那の津北2号物揚場)				
相手方	住 所 (※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれがある情報については、掲載しておりません。				
	氏 名 (※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれがある情報については、掲載しておりません。				
事故の概要	上記日時に、港湾空港局港湾建設部維持課所属の職員が、同課所管の庁用自動車(軽貨物車)を運転し、那の津北2号物揚場(福岡市中央区那の津三丁目55番1)を通行していたところ、水たまりの上を走行した際に水を跳ね上げたため、相手方〇〇〇氏が、当該水を避けようとして、同人が当該物揚場付近に立てて置いていたカメラ等に接触し、当該カメラ等が転倒したことにより、当該カメラ等を破損させ、損害を与えたもの。				
損害の程度	相手方	人的損傷	なし		
		物的損傷	カメラ及び三脚		
	市	人的損傷	なし		
	側	物的損傷	なし		
過失割合	相手力	相手方 O割		本市	10 割
損害賠償額	79, 635 円				



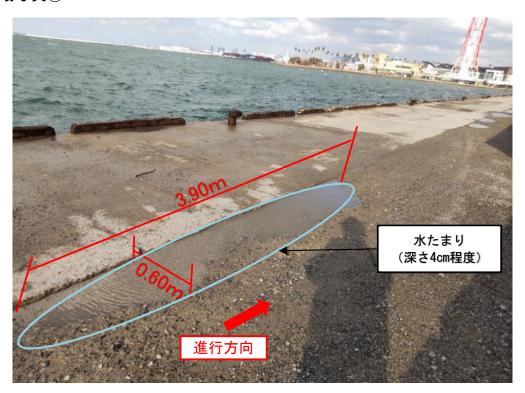




#### 現場写真①



### 現場写真②



#### 損傷状況

【 カメラ 】



【三脚】

